

# 福岡県公報

平成二十一年十一月二日  
第三千三十四号  
増刊 ①

## 目次

訓令(第二十号)

福岡県防災・行政情報通信ネットワーク管理運営規程の一部を改正

する訓令(福岡県教育委員会訓令第四号) (消防防災課) ……………

## 訓令

福岡県訓令第二十号

福岡県教育委員会訓令第四号

本庁

出先機関

福岡県防災・行政情報通信ネットワーク管理運営規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年十一月二日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県教育委員会

福岡県防災・行政情報通信ネットワーク管理運営規程の一部を改正する訓令

令

福岡県防災・行政情報通信ネットワーク管理運営規程(平成十二年三月)

福岡県  
福岡県教育

訓令第二号

委員会訓令第一号)の一部を次のように改正する。

第四条第四号及び第五号中「土木事務所」を「県土整備事務所及び県土整備事務所支所」に改める。

別表を次のように改める。  
別表(第六条関係)

局の種別		区分		無線管理者		通信取扱責任者	
統制局	本庁	前線中継所	無線中継所	消防防災課長	消防防災課防炎情報通信係長	消防防災課長	消防防災課長
特認局	農林事務所	農林事務所	農林事務所	農林事務所	農林事務所	農林事務所	農林事務所
支出局	県土整備事務所支所	県土整備事務所支所	県土整備事務所支所	県土整備事務所支所	県土整備事務所支所	県土整備事務所支所	県土整備事務所支所
合庁局	北九州東県税事務所	北九州東県税事務所	北九州東県税事務所	北九州東県税事務所	北九州東県税事務所	北九州東県税事務所	北九州東県税事務所
ダム局	田川保健福祉事務所	田川保健福祉事務所	田川保健福祉事務所	田川保健福祉事務所	田川保健福祉事務所	田川保健福祉事務所	田川保健福祉事務所
端末局	県税事務所(北九州東県税事務所を除く)	県税事務所(北九州東県税事務所を除く)	県税事務所(北九州東県税事務所を除く)	県税事務所(北九州東県税事務所を除く)	県税事務所(北九州東県税事務所を除く)	県税事務所(北九州東県税事務所を除く)	県税事務所(北九州東県税事務所を除く)
	保健福祉事務所	保健福祉事務所	保健福祉事務所	保健福祉事務所	保健福祉事務所	保健福祉事務所	保健福祉事務所
	保健福祉環境事務所	保健福祉環境事務所	保健福祉環境事務所	保健福祉環境事務所	保健福祉環境事務所	保健福祉環境事務所	保健福祉環境事務所
	中小企業振興事務所	中小企業振興事務所	中小企業振興事務所	中小企業振興事務所	中小企業振興事務所	中小企業振興事務所	中小企業振興事務所
	水産海洋技術センター	水産海洋技術センター	水産海洋技術センター	水産海洋技術センター	水産海洋技術センター	水産海洋技術センター	水産海洋技術センター
	有明海研究所	有明海研究所	有明海研究所	有明海研究所	有明海研究所	有明海研究所	有明海研究所
	豊前海研究所	豊前海研究所	豊前海研究所	豊前海研究所	豊前海研究所	豊前海研究所	豊前海研究所
	苅田港務所	苅田港務所	苅田港務所	苅田港務所	苅田港務所	苅田港務所	苅田港務所
	消防学校	消防学校	消防学校	消防学校	消防学校	消防学校	消防学校
	教育事務所	教育事務所	教育事務所	教育事務所	教育事務所	教育事務所	教育事務所
	東京事務所	東京事務所	東京事務所	東京事務所	東京事務所	東京事務所	東京事務所

注 統制局、特認局、支出局及び端末局については、移動局を含む。

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の福岡県防災・行政情報通信ネットワーク管理運営規程の規定は、平成二十一年十月一日から適用する。